

地域活性化に関する包括連携協定書

岐阜県（以下「甲」という。）、岐阜市（以下「乙」という。）、岐阜商工会議所（以下「丙」という。）、株式会社岐阜高島屋（以下「丁」という。）は、地域活性化及び住民サービスの向上に資するため、包括的な連携・協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、各々が抱える課題の解決に向け、協働による事業を推進することにより、活力ある地域社会の形成・発展及び住民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1） 地域社会の活性化に関すること。
- （2） 商業振興・産業振興に関すること。
- （3） 地域福祉・健康づくりに関すること。
- （4） 防災・災害対応に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する連携・協力の内容及び実施方法その他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、連携・協力に当たり知り得た情報について、事前に当該情報に関係する者それぞれの同意を得ずに第三者に提供し、又は漏洩してはならない。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件をもって1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成30年11月2日

甲 岐阜県
岐阜県知事

古田 肇

乙 岐阜市
岐阜市長

柴橋 正直

丙 岐阜商工会議所
会頭

村瀬 幸雄

丁 株式会社岐阜高島屋
代表取締役社長

松本 正樹